

第3回福祉部会における主な意見（概要）

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたものである。

1. 総論

- 社会福祉法人は積極的に情報開示を行うことにより、地域に対してその役割をPRしていくべきである。
- 社会福祉法人は貴重な社会資源であり、透明性を確保して、国民の信頼を得るべきである。
- 法人情報の公表の際には、個人情報には配慮すべきである。

2. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表

（閲覧対象、閲覧請求者）

- 閲覧対象、閲覧請求者の範囲の拡大について、法令上明記すべきである。

（財務諸表の公表）

- 貸借対照表、収支計算書の公表の法定化を進めるべきである。
- 地域に対する還元をどれくらい行ったか金額を含めて明らかにすべきである。
- 内部留保については、民主的なガバナンスの下で処遇改善や地域貢献事業等、事業の質の向上に充てられるのであれば、よいのではないか。そうした用途を含めて明確に情報開示することが必要ではないか。
- 財務諸表については、外部評価に耐え得るものを公表することが必要。要約版ではなく詳細な原本を公表すべきである。
- 情報開示の方法については、社会福祉の分野で整合性がとれるよう、できれば他の公益法人との整合性も含め、様式の統一をするべきではないか。
- ただ公表するだけでは混乱を招く可能性があるため、評価尺度を示すべきである。

（現況報告書の公表）

- 現況報告書の閲覧・公表の法定化を進めるべきである。
- 現況報告書について、監事の親族等特殊関係者の項目を設けるべきではないか。

（役員報酬基準・役員区分ごとの報酬総額の公表）

- 理事の業務への正当な評価、不当な報酬へのチェックの観点から、理事の報酬額の開示が必要である。
- 理事個々人の報酬額の公表は問題があり、役員報酬規程の公表とすべきである。
- そもそも社会福祉法人の理事は、無報酬で引き受けるべきではないか。
- 経営実務を行う理事には正当な報酬を支払うべきである。

（その他の資料の公表）

- 利用者へのPRにも資するため、事業報告書と事業計画書は公表するべきである。
- 法人の理念についても積極的に公表すべきである。
- 理事会や評議員会の議事要録も情報公開するべきではないか。

(公表の方法)

- ホームページの活用が適当である。小規模法人には費用や技術面で所轄庁による支援が必要ではないか。

(情報開示を担保する仕組み)

- 公表の義務化について罰則規定を設けるべきではないか。

(他の公表制度との関係について)

- 第三者評価の受審結果の公表や県での集約を併せて行うべきではないか。
- 介護についてはサービス評価の公表が義務化されているので、重複しないよう整理をするべきである。

3. 都道府県、国における情報集約と公表

- 地域医療計画や介護保険事業計画を県が主導しており、また、県から一般市への権限移譲の直後であることを踏まえると、県単位で情報を集約する仕組みが必要である。
- 利用者にとっての利便性、わかりやすさの点から言えば、市町村ではなく、都道府県で公表するべきである。
- 都道府県による情報開示の一元管理というのは、必ずしも都道府県が全部県内の社会福祉法人の財務諸表を自分のホームページに並べる必要はなく、県のホームページから財務諸表にリンクさせればよいのではないか。
- 都道府県で集約し、公表するのであれば、法人や県民へ説明できるように目的を明確化した上で、法人指導に活用するに当たっては、国において、法人の経営に関するモデルを作成するべきである。